

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

年金分割制度が離婚率と家計の経済活動に与える影響について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2025-03-19 キーワード (Ja): 年金分割, 離婚, 貯蓄率, 離婚後の消費量 キーワード (En): 作成者: 南村, 圭哉 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/0002000323

年金分割制度が離婚率と家計の経済活動に与える影響について

南 村 圭 哉

要 旨

本研究は、内生的な離婚選択モデルを用いて、年金分割制度が離婚率、貯蓄率、離婚後の消費行動に与える影響を分析したものである。シミュレーション分析の結果、年金分割制度が離婚率を上昇させ、貯蓄率の低下を引き起こすことが明らかになった。また、年金分割制度により、離婚後の女性の消費量が増加し、男性の消費量が減少することも確認された。このように、年金分割制度は男女間の離婚後の経済的格差を縮小し、特に女性に有利に働く一方で、男性にとっては離婚がしやすくなる可能性があることが示された。

キーワード：年金分割、離婚、貯蓄率、離婚後の消費量

1. はじめに

2023年の日本の婚姻件数は47万4741組、離婚件数は18万3814組であり、年間の離婚数を婚姻数で割った特殊離婚率は、30%を下回らない水準で推移している（厚生労働省 2024）。これにより、「3組に1組が離婚する」といわれることがある¹⁾。

また、15歳以上の有配偶者1000人当たりの離婚件数は、1970年には夫と妻それぞれ2.29人だったのに対し、2020年には夫が4.51人、妻が4.48人となり、以前より高い水準に達している（国立社会保障・人口問題研究所 2024）。

このように、少なくない夫婦が離婚を選択している一方で、離婚後の経済状況は大きな問題となっている。Weizman (1985) や Peterson (1996) の研究では、男性と比較して女性の離婚後の経済状況が厳しいことが指摘されている。日本においても、村上あかね (2009, 2011) によって、離婚後の女性が厳しい経済状況に陥るケースが多いことが報告されている。このような問題から、特に女性の場合、経済的事情が離婚を選択する際の障壁となっている可能性がある。

専業主婦については、離婚後に受け取れるのは国民年金だけであり、わずかな年金で生活せざるを得ないという問題があった。しかし、婚姻中の夫の年金支払いには妻の協力も含まれているため、年金が夫よりも少ないことは不公平であった。この不公平を是正するために、年金分割制度が導入された。本論文では、年金分割制度が離婚率、貯蓄率、そして離婚後の男女の

消費行動にどのような影響を与えるかを分析する。

離婚制度に関する先行研究としては、次のものが挙げられる。Voena (2015) は、アメリカにおいて、一方の意思で離婚が成立する制度 (unilateral divorce) の導入が、家計の貯蓄率を高め、女性の労働参加を抑制する結果を導いている。González and Özcan (2013) は、アイルランドにおいて、離婚の合法化が離婚率を上昇させ、貯蓄率の上昇にもつながったと指摘している。日本においては、Sakata and McKenzie (2009) が、1987年に最高裁判所が有責配偶者による離婚請求を認めたことで、離婚訴訟の勝率が上がり、離婚率も上昇したことを示している。

年金分割制度に関する研究としては、福田 (2008) や坂本 (2008) がある。福田 (2008) は、年金分割制度の認知度を検証している。また、坂本 (2008) は、年金分割制度が妻の貯蓄割合や余暇時間に正の効果をもたらしたことを示しているが、離婚率への影響は検証されていない。したがって、本論文では理論モデルを用いて、年金分割制度が離婚率に与える影響について考察する。

本論文の構成は以下のとおりである。第2節では、年金分割制度について説明する。第3節では、内生的な離婚選択モデルを構築する。第4節では、シミュレーション分析を通じて年金分割制度の影響を考察する。第5節では、本論文の結論をまとめる。

2. 年金分割制度について

年金分割制度には、2007年4月1日に施行された合意分割と、2008年4月1日に施行された3号分割がある。

合意分割は、離婚などをした際に、当事者の一方または双方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金記録 (標準報酬月額・標準賞与額) を当事者間で分割する制度である。通常、按分割合は50%と定められており、当事者の協議によっても最大50%を超えることはできない。

3号分割は、離婚などの際に、第3号被保険者だった方からの請求により、2008年4月1日以降の婚姻期間中の第3号被保険者期間における配偶者 (第2号被保険者) の厚生年金記録を2分の1ずつ分割する制度である。第2号被保険者は、厚生年金に加入している会社員や公務員であり、第3号被保険者はその扶養に入っている配偶者を指す。専業主婦が典型的な第3号被保険者に該当する。

合意分割の場合は、当事者間での話し合い、または家庭裁判所の調停・審判手続きが必要であるのに対し、3号分割の場合は第3号被保険者からの請求により、合意なしの年金分割が可能である。一方、3号分割は施行後の専業主婦 (夫) 期間のみが分割対象となるが、合意分割では改正法施行前の婚姻期間も対象に含まれる。また、どちらか一方が請求しても、他方が請

求でなくなることはなく、合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間に3号分割の対象期間が含まれている場合は自動的に3号分割も適用される。ただし、年金分割の請求期限は、原則として、いずれも離婚などをした日の翌日から2年以内とされている。

この制度を利用するには、制度そのものについての認知が必要となる。福田（2008）では、合意分割制度の周知開始から1年後の時点で認知度はおよそ50%であり、夫の厚生年金の分割によって利益を得る第3号被保険者の女性や、結婚生活に不満を抱いている女性の認知度が高いとの結果が示されている。制度開始から年月が経過した現在では、一時期の話題性が薄れているため、認知度が低下している可能性もあるが、離婚を現実的に検討している夫婦においては、制度を調べ、利用を検討する例も少なくないだろう。

厚生労働省（2023）によれば、2022年度の年金分割総数は3万2927件であり、そのうち合意分割が2万1893件、3号分割が1万1034件であった。2022年度の離婚件数が18万583組であることから、およそ6組に1組が年金分割を行っていることになる。合意分割（3号分割を含む）の受給権者における分割改定前後の平均年金額は、分割をした側が14万6961円から11万5363円、分割を受けた側が5万5215円から8万7949円となっており、平均3万円程度の分割が行われている。また、3号分割のみの場合は、男子が13万9271円から13万1391円、女子が4万4555円から5万1793円となっており、平均8000円程度の分割が行われている。これにより、年金受給額が必ずしも均等になっているわけではないが、より公平な配分に改善されていることがわかる。

本研究では、男性のみが働くケースに焦点を当て、年金分割制度が離婚率、貯蓄率、離婚後の男女の消費量にどのような影響を与えるかを分析する。

3. モデル分析

Doepke and Tertilt（2016）のモデルをもとに、協議離婚のもとで年金分割制度が貯蓄や離婚の意思決定に与える影響を分析する。

2期間生きる夫婦がいる。 $g \in \{f, m\}$ とし、 f は女性、 m は男性をそれぞれ表す。1期目において、夫婦は結婚し、夫婦の交渉力（Bargaining power）はそれぞれ λ_f, λ_m で与えられる。ここで、 $\lambda_m = 1 - \lambda_f$ である。1期目に男性のみが働くとする。2期目において、夫婦は結婚の質に関するショック、 ξ_f, ξ_m を受け、2期目において婚姻状態を継続するかどうかを、離婚した場合と比較して決定する。離婚が成立するのは、両方の配偶者が離婚に合意した場合においてのみとする²⁾。

Collective model を仮定し、1期目における夫婦の選択問題は以下のように書けるとする（夫婦は交渉力 λ_g におけるパレート問題を解く）³⁾。

$$\max \left\{ \lambda_f \log(c_f) + \lambda_m \log(c_m) + \beta \left[\lambda_f E \left(V_f(a', \xi_f, \xi_m) \right) + \lambda_m E \left(V_m(a', \xi_f, \xi_m) \right) \right] \right\} \quad (1)$$

予算制約は以下のとおりである。

$$c_f + c_m + a' = w_m \quad (2)$$

ここで、 c_g は配偶者 g の消費、 a' は貯蓄、 w_m は男性の賃金、 β は割引因子をそれぞれ表す。また、 $E(V_g(\cdot))$ は状態変数 a' 、 ξ_f 、 ξ_m の関数である 2 期目の配偶者 g の期待効用を表す。

2 期目において、夫婦は離婚をするかどうかを選択する。離婚が成立した場合、資産はそれぞれ κ_f と κ_m の割合で分割される ($\kappa_m = 1 - \kappa_f$)。また国民年金 P^N をそれぞれ受け取り、男性の 1 期目の賃金に応じて厚生年金 $P^W w_m$ を、女性は τ_f 割合、男性は τ_m 割合それぞれ受け取る ($\tau_m = 1 - \tau_f$)。年金分割制度開始前においては、厚生年金を男性のみが受け取る ($\tau_m = 1$)。

これらより、離婚を条件とした効用は以下によって与えられる。

$$V_g^D(a') = \log \left((1+r)\kappa_g a' + P^N + \tau_g P^W w_m \right) \quad (3)$$

ここで、 r は金利を表す。

したがって、2 期目の意思決定問題は以下のように書くことができる。

$$\max \left\{ \lambda_f [(1-D)(\log(c_f) + \xi_f) + DV_f^D(a')] + \lambda_m [(1-D)(\log(c_m) + \xi_m) + DV_m^D(a')] \right\} \quad (4)$$

制約条件は次のとおりである。

$$c_f + c_m = (1+r)a' + 2P^N + P^W w_m \quad (5)$$

$$\begin{aligned} (1-D)(\log(c_f) + \xi_f) + DV_f^D(a') &\geq DV_f^D(a') \\ (1-D)(\log(c_m) + \xi_m) + DV_m^D(a') &\geq DV_m^D(a') \end{aligned} \quad (6)$$

ここで、 $D \in \{0,1\}$ は離婚の決定、 c_f 、 c_m は婚姻状態を継続することを条件とした消費をそれぞれ表す。制約式 (6) は $D=1$ としたときに、常に満たされる。両方の配偶者にとって、離婚と比較して、婚姻状態を継続したほうが好ましい消費の配分が存在しない場合、離婚が最適な選択となる。

離婚する場合と婚姻状態を継続する場合が無差別となる配偶者 g を考えることで、2 期目の問題を解く。 $\tilde{\xi}_g$ を、配偶者 g が離婚を選択した場合と婚姻状態を継続する場合が無差別となるような結婚の質のショック (結婚の質の閾値) を表すとすると、 $\tilde{\xi}_g$ は以下ようになる。

$$\tilde{\xi}_g = \log \left(\frac{(1+r)\kappa_g a' + P^N + \tau_g P^W w_m}{\lambda_g ((1+r)a' + 2P^N + P^W w_m)} \right) \quad (7)$$

この結果より、2 期目の夫婦の最適な選択は以下のように特徴づけることができる。

命題.

- i. どちらかの配偶者 g において、 $\xi_g \geq \bar{\xi}_g$ であるならば、夫婦は婚姻状態を継続し ($D=0$)、2 期目の最適な消費 c_g はそれぞれ以下ようになる。

$$c_f = \lambda_f((1+r)a' + 2P^N + P^W w_m) \quad (8)$$

$$c_m = \lambda_m((1+r)a' + 2P^N + P^W w_m) \quad (9)$$

- ii. 両方の配偶者 g において、 $\xi_g < \bar{\xi}_g$ であるならば、夫婦は離婚を選択し ($D=1$)、2 期目の最適な消費 c_g はそれぞれ以下ようになる。

$$c_f = (1+r)\kappa_f a' + P^N + \tau_f P^W w_m \quad (10)$$

$$c_m = (1+r)\kappa_m a' + P^N + \tau_m P^W w_m \quad (11)$$

4. シミュレーション分析

この節では、モデルのシミュレーション分析を通じて、年金分割制度の影響について考察する。結婚の質のショック ξ_f と ξ_m は独立かつ同一の一様分布に従っているとする。シミュレーションのパラメーター設定は表 1 に示すとおりである。

割引因子	$\beta = 0.75$
金利	$r = 1/\beta - 1$
女性の交渉力	$\lambda_f = 0.5$
男性の交渉力	$\lambda_m = 1 - \lambda_f$
女性の資産分割率	$\kappa_f = 0.5$
男性の資産分割率	$\kappa_m = 1 - \kappa_f$
国民年金	$P^N = 0.2$
厚生年金支給比率	$P^W = 0.2$
結婚の質のショック	$\xi_g \in [-0.4, 0.4]$

表 1 パラメーター値

図では、女性への年金分割割合が $\tau_f \in \{0, 0.25, 0.5\}$ のもとで、男性の賃金を $w_m \in [1.0, 1.5]$ の範囲で変化させた場合のシミュレーション結果を描いている⁴⁾。 $\tau_f = 0$ は女性への年金分割が行われない場合、 $\tau_f = 0.25$ は部分的な年金分割が行われる場合、 $\tau_f = 0.5$ は男女均等に年金分割が行われる場合にそれぞれ対応している。

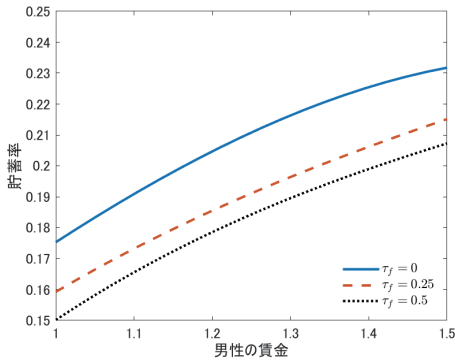


図1 貯蓄率

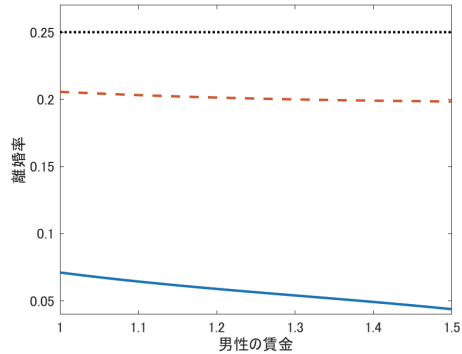


図2 離婚率

貯蓄率 (a'/w_m) への影響についてみているのが、図1である。男性の賃金が増えるにしたがって、貯蓄率が上昇していくのがわかる。これは、1期目の予算が相対的に増えたことにより、2期目により多くの資産を残すインセンティブが働くためである。

また、女性の年金分割割合 τ_f が低くなるにしたがって、貯蓄率が上昇しているのがわかる。女性への年金分割がない ($\tau_f = 0$) 場合、貯蓄が少なければ、離婚した場合の女性の消費量は著しく少なくなる。それを避けるための予備的な貯蓄動機が、貯蓄率の上昇をもたらしている。一方で、女性への年金分割がある ($\tau_f > 0$) 場合、貯蓄と国民年金以外に厚生年金も女性が受け取れるようになるため、貯蓄が少なくても、離婚後の女性の消費量があまり減少せずに済む。このことが貯蓄率の低下につながっている。

離婚率の推移を描いているのが、図2である。男女均等に年金分割が行われる ($\tau_f = 0.5$) 場合以外は、男性の賃金が増えるにしたがって、離婚率が低下することがわかる。男性の賃金が増えると、厚生年金の額も増加する。 $\tau_f < 0.5$ である場合、離婚後に受け取る厚生年金の多くを消費できるため、男性は離婚のほうがより好ましくなる。これに対して、女性は離婚をしなければ、支給された厚生年金を家計内で男性と均等に消費できるため、婚姻を継続したほうが好ましくなる。ここでは男性における影響よりも、女性における影響のほうが強いために、離婚率が低下する。特に、女性への年金分割がない ($\tau_f = 0$) 場合において、この影響が強く働くことになる。

男女均等に年金分割が行われる ($\tau_f = 0.5$) ときは、婚姻を継続した場合の消費量と離婚後の消費量が両方の配偶者において等しくなる。これにより、1期目の男性の賃金にかかわらず、結婚の質のショックが負 ($\xi_g < 0$) のときに離婚の選択が最適となる。したがって、最適貯蓄選択においても、離婚リスクによる予備的な動機は働かなくなる⁵⁾。

また、女性への年金分割がない ($\tau_f = 0$) 場合と比べて、年金分割がある ($\tau_f > 0$) 場合のほうが離婚率が高くなっている。女性にとって、年金分割がある場合のほうが離婚を選択しやす

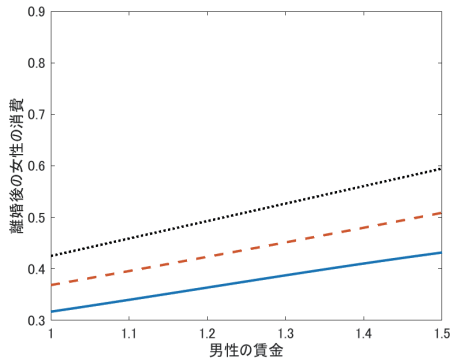


図3 離婚後の消費量：女性

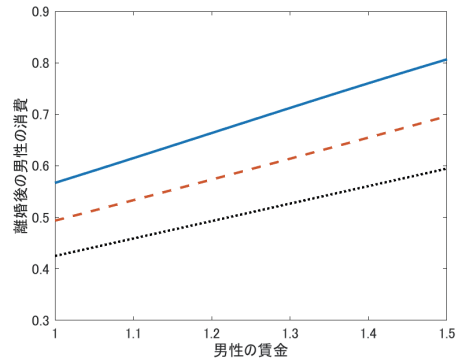


図4 離婚後の消費量：男性

くなるためであり、これが離婚率の上昇をもたらしている。

離婚後の消費量を描いたのが、図3と図4である。これらの図からわかるように、男性の賃金が上昇するにしたがって、離婚後の消費量が増加している。女性への年金分割がない($\tau_f = 0$)場合でも、離婚後の女性の消費量が増加しているのは、貯蓄が増加したことが要因である。男女均等に年金分割が行われる($\tau_f = 0.5$)場合、離婚後の女性の消費量と男性の消費量は等しくなり、婚姻状態を継続した場合の消費量もこれらと等しくなる。女性への年金分割がない($\tau_f = 0$)場合、離婚後の女性の消費量はかなり少なくなるのに対して、男性の消費量は多くなる。この差は、男性が多く資源を受け取るのに対して、女性が受け取る資源が限られていることから生じる。一方、女性への厚生年金の分割がある($\tau_f > 0$)場合、離婚後の女性の消費量は大きくなるのに対して、男性の消費量は小さくなっており、年金分割制度によって、離婚後の消費量の格差は改善されることがわかる。

ξ_g を描いたのが、図5と図6である。男女均等に年金分割が行われる($\tau_f = 0.5$)場合、離婚後の消費量と婚姻を継続した場合の消費量が等しくなるため、男性の賃金にかかわらず閾値は $\xi_g = 0$ となる。一方で、女性の年金分割割合が半分未満($\tau_f < 0.5$)の場合、男性の賃金が上昇するにしたがって、女性の閾値(ξ_f)は低下し、男性の閾値(ξ_m)は上昇する。男性の賃金が上昇すると、厚生年金が増加し、婚姻を継続する場合と比較して、離婚後の消費量を女性は減らすことになるため、 ξ_f は小さくなる。これに対して、婚姻を継続する場合と比較して、離婚後の消費量を男性は増やすことができるため、 ξ_m は大きくなる。

また女性への年金分割が行われない($\tau_f = 0$)場合と比較して、分割が行われる($\tau_f > 0$)場合は、女性の閾値(ξ_f)は大きくなり、男性の閾値(ξ_m)は小さくなる。これは女性への年金分割が行われることで、離婚後の女性の消費量は増加し、男性の消費量が減少するためである。年金分割制度によって、離婚率が上昇するかどうかは、 ξ_f の上昇と ξ_m の低下の影響のどちらが大きいかで決まる。このシミュレーション分析では、 ξ_f の上昇の影響が強く、離婚率が上昇

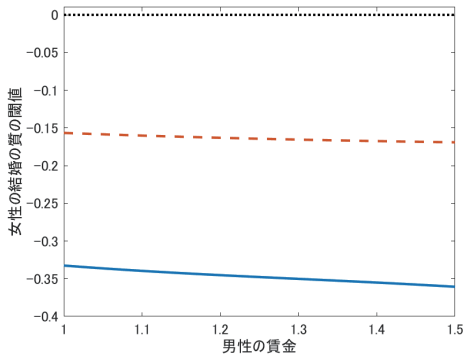


図5 女性の結婚の質の閾値： $\tilde{\xi}_f$

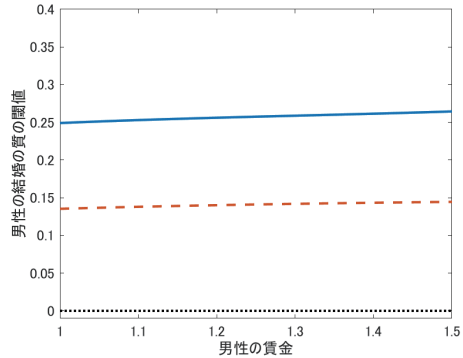


図6 男性の結婚の質の閾値： $\tilde{\xi}_m$

している（図2）。特に、男性の賃金が高く、受け取る厚生年金が大きいとき、女性への年金分割が行われることによる離婚率上昇効果が大きいことがわかる。

以上のことより、女性への年金分割が、貯蓄率を低下させ、離婚率を上昇させることがわかる。また、離婚後の女性の消費量は増加する一方で、離婚後の男性の消費量は減少する。このことより、女性への年金分割が行われることが、女性にとって有利に働き、男性にとって不利に働くように思えるが、必ずしもそうであるとは限らない。男性が閾値である $\tilde{\xi}_m$ より小さな結婚の質のショック ξ_m を受けた場合でも、女性が合意しなければ離婚は成立しない。しかし、女性への年金分割によって、女性がより離婚に合意しやすくなる状況においては、男性には離婚しやすくなるというメリットがもたらされる。

5. まとめ

本研究は、内生的な離婚選択のもとで、厚生年金分割制度が離婚率、貯蓄率、さらには離婚後の消費量にどのような影響を与えるかを分析したものである。主な結論として、厚生年金の分割制度が離婚率の上昇を促し、貯蓄率の低下を引き起こすことが明らかになった。また、離婚後の女性の消費量は増加し、男性の消費量は減少することが確認され、離婚後の男女間の格差を縮小させる効果があることがわかった。この制度は一見男性に不利に見えるものの、男性にとって離婚がより容易になるというメリットももたらしている。

なお、本研究では取り扱わなかったが、厚生年金分割においては婚姻期間も重要な要素となる。婚姻期間が長ければ分割される厚生年金の割合が増えるため、離婚のタイミングにも影響を及ぼす可能性がある。

また、事前に決められた資産分割割合のもとで、両方の配偶者が同意しなければ離婚が成立しないケースを想定したが、実際には、離婚を希望する側が、離婚を拒否する側に対して多

めの資産分割を提示することで合意を取り付ける可能性も考えられる。このような状況下では、厚生年金の分割制度が異なる影響を及ぼす可能性がある。

これらの点については、今後の課題としたい。

補論

所与の a' に対して、1 期目の最適な消費の配分を求める問題を考える。最適化問題は以下のように定式化される。

$$\max \lambda_f \log(c_f) + \lambda_m \log(c_m) \quad (12)$$

制約条件は以下のとおりである。

$$c_f + c_m + a' = w_m \quad (13)$$

制約なし最大化問題として書き直すと、

$$\max \lambda_f \log(c_f) + \lambda_m \log(w_m - a' - c_f) \quad (14)$$

となり、一階条件は、

$$\frac{\lambda_f}{c_f} = \frac{\lambda_m}{w_m - a' - c_f} \quad (15)$$

となる。これより、最適な消費はそれぞれ以下ようになる。

$$c_f = \lambda_f(w_m - a') \quad (16)$$

$$c_m = \lambda_m(w_m - a') \quad (17)$$

つまり、予算のうちの λ_g 割合をそれぞれ消費するのが最適となる。

謝辞

本研究は、日本学術振興会、科学研究費助成事業（課題番号：19K13705）の助成を受けたものである。ここに厚く御礼申し上げる。

注釈

- 1) ただし、ある年に離婚した夫婦には、さまざまな年に結婚した人々が含まれるため、「結婚した夫婦のうち3組に1組が離婚している」という表現は正確とはいえない。
- 2) 厚生労働省（2022）によると、日本においては、夫婦双方の合意があれば成立する協議離婚が全体の90%近くを占めている。
- 3) Collective modelについては、Browning et al.（2014）を参照せよ。

- 4) 図はすべて3次の多項式近似を用いて描いている。
- 5) 離婚率が0となるような結婚の質のショックを考えても、貯蓄率に影響をもたらすことはない。

参考文献

- Browning, Martin, Pierre-André Chiappori, and Yoram Weiss. *Economics of the Family*. Cambridge University Press, 2014.
- Doepke, Matthias, and Michèle Tertilt. "Families in macroeconomics." *Handbook of macroeconomics*, vol. 2, 2016, pp.1789-1891.
- González, Libertad, and Berkay Özcan. "The risk of divorce and household saving behavior." *Journal of Human Resources*, vol. 48, no. 2, 2013, pp.404-434.
- Peterson, Richard R. "A re-evaluation of the economic consequences of divorce." *American Sociological Review*, vol. 61, no. 3, 1996, pp.528-536.
- Sakata, Kei, and Colin R. McKenzie. "The impact of divorce precedents on the Japanese divorce rate." *Mathematics and Computers in Simulation*, vol. 79, issue 9, 2009, pp.2917-2926.
- Voena, Alessandra. "Yours, mine, and ours: Do divorce laws affect the intertemporal behavior of married couples?" *American Economic Review*, vol. 105, no. 8, 2015, pp.2295-2332.
- Weitzman, Lenore J. *The Divorce Revolution: The Unexpected Social and Economic Consequences for Women and Children in America*. New York: The Free Press, 1985.
- 厚生労働省『令和4年度厚生年金保険・国民年金事業の概況』、2023年、
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106808_1.html、2024年10月25日閲覧。
- 厚生労働省『令和5年人口統計（確定数）の概況』、2024年、
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei23/index.html>、2024年10月25日閲覧。
- 厚生労働省『「離婚に関する統計の概況」：人口動態特殊報告令和4年度』、2022年、
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/rikon22/index.html>、2024年10月25日閲覧。
- 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集2024年版』、2024年、
<https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2024.asp?chap=0>、2024年10月25日閲覧。
- 坂本和靖「厚生年金分割制度の成立は妻の立場を優位にしたか」『季刊 家計経済研究』80号、2008年、17-30頁。
- 村上あかね「離婚によって女性の生活はどう変化するか?」『季刊 家計経済研究』84号、2009年、36-45頁。
- 村上あかね「離婚による女性の社会経済的状況の変化 — 「消費生活に関するパネル調査」への固定効果モデル・変量効果モデルの適用」『社会学評論』62巻3号、2011年、319-335頁。
- 福田節也「離婚時における厚生年金の分割制度 — 認知とその要因」『季刊 家計経済研究』80号、2008年、6-16頁。